

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターからの普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書

去る12月13日午前10時9分ごろ、宜野湾市立普天間第二小学校の運動場に米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから約90センチメートル四方、重さ7.7キログラムの窓が落下する事故が発生した。

事故当時は、約50人の児童が体育の授業中で、児童たちのわずか10メートルの至近距離に落下しており、一步間違えば人命にかかわる重大事故につながりかねず、児童や保護者、学校関係者に強い衝撃と恐怖を与えた。

また、その6日前には同市野嵩の保育園のトタン屋根にドーンという衝撃音とともに同型機の部品が落下したと見られる事案が発生したばかりであり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民をさらなる不安に陥れている。

米軍機の事故等については、枚挙にいとまがないほど発生しており、特に昨年からことしにかけては、AV8Bハリアー攻撃機、MV22オスプレイ、AH1Z攻撃ヘリコプター及びCH53E大型輸送ヘリコプターによる墜落・不時着事故が連続して発生しているほか、機体のふぐあいによる民間空港等への緊急着陸、さらに、去る11月30日には飛行訓練中のF35A戦闘機からパネルが落下するなど、短期間に基地あるがゆえの事件・事故が頻発する異常事態となっている。

このように米軍機の事故等が後を絶たない実態は、米軍における安全管理体制及び再発防止の取り組みが機能していないことを如実に示すものであり、県民の米軍に対する不信感は一層高まっている。

沖縄県議会は、在沖米海兵隊の国外・県外への移転を求めてきたところであるが、これ以上、県民の暮らしが脅かされることがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、県民の不安の払拭に向け全力で取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、相次ぐ米軍機の事故等に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 落下原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 保育園、学校、病院、住宅などの民間地上空での普天間飛行場所属の米軍機の飛行・訓練を中止すること。
- 3 政府が約束した普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て